

【学校感染症の取扱いについて】

「授業及び学校行事への参加可否基準」 小平市学校保健会・小平市教育委員会より

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法により出席停止と定められています。病院で診断された場合は、担任または養護教諭までご連絡ください。登校の際、登校許可書または登校届（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）が必要となります。疾患によっては、登校許可書が必要ない場合もありますので、以下にてご確認をお願いします。なお、登校許可書（医師に記入してもらうもの）、登校届（医師の指示のもと保護者が記入するもの）については、ホームページよりダウンロードできますので、ご活用ください。ご不明な点がありましたら、養護教諭 高木までご連絡ください。

養護教諭 高木亜紀

学校感染症

第1種…治癒するまで出席停止とする。登校許可書が必要

エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ

第2種…次の期間出席停止とする。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

①⑩は登校届が必要 ②～⑨は登校許可書が必要

- ① インフルエンザ 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ② 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③ 麻疹 解熱した後3日を経過するまで
- ④ 風疹 発疹が消失するまで
- ⑤ 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- ⑥ 水痘 すべての発疹が痂皮化するまで
带状疱疹については症状が軽快するまで
- ⑦ 咽頭結膜熱（アデノウイルス） 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ⑧ 結核 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
- ⑨ 髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

第3種…次の期間出席停止とする。①～③は登校許可書が必要

- ① 流行性角結膜炎 主治医の許可が出るまで、登校及び水泳禁止
- ② 急性出血性結膜炎 主治医の許可が出るまで、登校及び水泳禁止
- ③ 腸管出血性大腸菌感染症（O-157 型大腸菌感染症）

重篤な症状がない限り、隔離の必要はない。症状のある菌陽性者は医師により感染のおそれなくなるまで登校禁止となる。無症状の保菌者は石鹸による手洗いを充分させる。また、手洗い励行後、給食当番は良いが、水泳授業は菌陰性となるまで禁止する。

- ④ その他の感染症 いくつかの例をあげるが、基本的には医師の判断による。
（原則として登校許可書は必要なし）←家庭からの連絡を受けて出席停止扱いにする

<u>溶連菌感染症</u>	抗生物質治療を開始して、24時間経過した後、登校・水泳可
<u>ウイルス性肝炎</u>	主治医・学校医の判断による
<u>マイコプラズマ感染症</u>	主治医・学校医の判断による
<u>流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）</u>	主治医・学校医の判断による

伝染性紅斑（りんご病）	全身状態良好時は登校・水泳可
手足口病	全身状態良好時は登校・水泳可
ヘルパンギーナ	全身状態良好時は登校・水泳可
みずいぼ	登校・水泳に支障ない
とびひ	患部を被って登校可、ただし水泳は完治してから許可